

7. 業務運営

7.1 組織運営

2016年度からの第三期中期計画の着実な実施と、都産技研の業務運営および中小企業の動向を踏まえ、「都産技研戦略ロードマップ」を策定し、ウェブサイトで公開した。また、効率的な事業運営のための業務改革の推進や、職員育成のための各種研修を行った。

7.1.1 都産技研戦略ロードマップ

中小企業の技術支援を通じた産業振興を図り、技術支援の実施にあたってきめ細かいサービスを提供することを目的として、中長期的な視点に立った戦略的な事業展開のための「都産技研戦略ロードマップ」を策定し、公開版をウェブサイトに掲載した。

また、第三期中期計画の着実な達成を目指し、研究開発活動の強化による中小企業の新事業展開を見据えた改訂を行った。

- (1) 事業戦略ロードマップ：現行事業と今後新たに取り組むべき事業を明確にしたもの
- (2) 事業運営ロードマップ：都産技研の運営に関わる取り組みを明確にしたもの
- (3) 重点4分野ロードマップ：注力する技術分野を明確にしたもの

7.1.2 業務改革

所内各部門が業務運営の改善および効率化を図るための業務改革活動に取り組んだ。管理部門への要望なども含め、合計43件について取り組みを実施した。実施済みおよび継続中の代表的な取り組み内容は以下のとおりである。

代表的な取り組み内容

事業	取り組み内容
依頼試験 機器利用	依頼試験、機器利用にかかる料金について原価と従来料金を考慮した見直しを実施
管理運営	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ2020」の活用
管理運営	動画を活用したCFRP装置の活用促進の強化

7.1.3 人材育成

職員の能力開発を促進するため、各種職員研修を実施した。

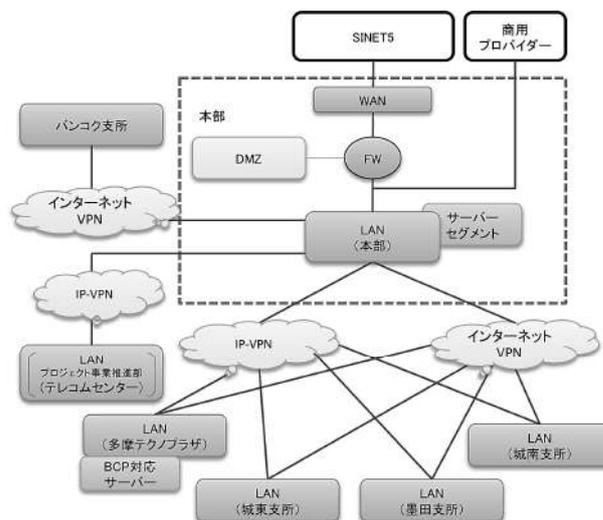
- (1) 新任研修：新規採用および転入職員に対する事業説明など受講者29名、11日
- (2) 職層別研修：職層ごとに必要な知識の習得や実務研修など受講者18名、6日
- (3) 専門研修：職務上必要な専門知識の習得29回
- (4) 派遣研修：中小企業大学校など外部機関における研修128名
大学院博士課程1件

7.2 都産技研情報システム

7.2.1 概要

情報ネットワークの基盤とともに、ウェブ閲覧、メール、ファイル共有、ファイル転送などのサービスを提供した。

本部、多摩テクノプラザ、城東支所、墨田支所、城南支所、バンコク支所およびプロジェクト事業推進部をネットワークで接続している。組織全体でサービスを共有することにより、試験・研究・技術支援などの産業支援業務および各種事務の効率向上に寄与した。



7.2.2 業務運営

(1) ネットワーク機能の概要

学術情報ネットワーク（SINET5）および民間プロバイダー経由のインターネット接続、5拠点を結ぶ拠点間通信網で構成されており、ウィルス対策、不正侵入対策、不正端末対策などの機能を有している。

(2) 提供サービスの概要

- ・一般ユーザー環境（ファイル共有サーバー、ウェブサイト閲覧、メール、認証印刷、ファイル転送機能など）
- ・グループウェア（予定表、施設予約、掲示板、汎用申請機能など）
- ・メール受付共有システム
- ・内部向け情報サーバー（簡易利用手順、FAQなどの掲載）
- ・産業支援業務システム（技術相談・依頼試験・機器利用などの事業管理）
- ・首都圏テクノナレッジフリーウェイ
- ・外部公開サイト
- ・東京都地域結集型研究開発プログラム成果報告サイト
- ・地方独立行政法人公設試験研究機関情報連絡会
- ・機器利用予約状況表示システム
- ・環境試験機オンライン予約システム
- ・図書管理システム（蔵書検索、NACSIS連携）
- ・総務システム（庶務事務・人事管理事務）
- ・財務システム（購買・資産管理事務）
- ・拠点間テレビ会議・映像配信システム
- ・薬品管理システム
- ・外部接続（SSL-VPN：試行）

(3) その他

- ・アカウント数 約490アカウント
- ・ネットワーク接続情報端末数 約2,300台

7.3 業務実績報告書と業務実績評価

7.3.1 業務実績報告書の提出

2019 年度における業務実績報告書および第三期中期目標期間における業務実績（見込み）報告書を、地方独立行政法人法第二十八条に基づき、2020 年 6 月 29 日に東京都知事へ提出した。

7.3.2 業務実績評価

東京都知事は、地方独立行政法人法第二十八条に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会の意見をあらかじめ聴いた上で、都産技研について、2019 年度における業務の実績および第三期中期目標期間における業務実績（見込み）に関する評価を行った。

全体評価の総評は以下のとおりであった。

○2019 年度業務実績評価

総 評

中期計画の達成に向け、『優れた業務の進捗状況にある』。

第三期中期目標期間の 4 年目を迎えた東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）は、研究開発の量と質の充実を意識し、基盤研究を着実に実施するとともに、中小企業等との共同研究に取り組むことで、製品化・事業化につなげている。また、技術支援についても、中小企業のニーズに応じて、各セクターの特色も活かしながらきめ細かな対応を図ることで、支援実績を積み重ねており評価できる。一方で、都産技研の経営管理に関する包括外部監査の指摘等を踏まえて、速やかに業務の改善に着手することが望まれる。

少子高齢化や消費者の健康志向の高まりなどを受けて、バイオ基盤技術を活用した高付加価値な製品等の開発に向けて、新たにヘルスケア産業支援事業を開始した。こうしたバイオテクノロジーなどの先端技術の活用を進めることは、新たな利用者の獲得にもつながる取組であり、今後の事業展開に期待する。

研究開発については、「環境・エネルギー」、「生活技術・ヘルスケア」、「機能性材料」、「安心・安全」といった 4 つの重点技術分野に関する研究開発などに取り組むことで、共同研究や外部資金導入研究への発展といった成果を出しており高く評価できる。また、都産技研の総合力を生かした「協創的研究開発」の実施や権限と責任を各部署に委譲し研究に対するモチベーションを上げるなど、研究開発に重点を置いた事業運営を展開している。

技術相談、依頼試験、機器利用などの技術支援については、いずれも高水準の実績を達成している。また、ブランド試験を実施するなど、量的な側面のみならず質的な向上にも努めている点は評価できる。また、製品開発支援ラボに入居する企業の開発した製品が市場で注目され、売上を伸ばす事例が出てくるなど、都産技研の支援が企業の成長につながっている。

金融機関や大学等との連携協定の締結や公益財団法人東京都中小企業振興公社等と協力して製品化に向けた支援を行うなど、他機関との連携支援を積極的に進めている。今後はさらに、民間企業を含めた多様な主体とタッグを組んだ支援や都産技研に蓄積された技術・ノウハウを活用した事業を行うことが期待される。

業務運営においては、新たに内部監査室を設置するほか、理事長を内部統制等最高責任者として指定するなど、内部統制等の推進体制を確立することで内部統制の強化に努めている。

○三期中期目標期間業務実績（見込み）評価

総評

第三期中期計画の4年目までの実施状況から見て、優れた業務の達成状況にある。

5年目となる令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大防止のため、4月から来所による技術相談や依頼試験、機器利用の新規受付を休止した。その後、5月25日に「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が解除されたことを受けて、段階的に業務を再開したものの、過去4年間の業務実績と照らし合わせて、すべての項目を同様に評価することは困難である。そのため、見込み評価に当たっては4年間の業務実績を基にし、特筆すべき成果や課題については5年目の実績も評価に反映することとする。

第三期中期目標期間中、東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）は、研究開発に力を注ぐことで基盤研究の成果を共同研究や外部資金導入研究へと展開している。また、技術支援では技術相談、依頼試験、機器利用いずれも高水準の実績を達成するとともに、3Dものづくりセクターをはじめとして、地域性などを考慮した特色のあるセクター等を開設し、中小企業が抱える多様な課題の解決に向けた支援を講じている。

第三期中期目標のコンセプトでもある「東京の産業の発展と成長を支える研究開発と国内外の市場ニーズを的確に捉えた製品開発を支える技術支援の両輪」による支援を着実に推進することで、都産技研の技術力を向上させるとともに、その成果を中小企業の事業化・製品化につなげており評価できる。

研究開発については、成長が期待される「環境・エネルギー」、「生活技術・ヘルスケア」、「機能性材料」、「安全・安心」の4つの技術分野の研究を重点的に進めてきた。こうした研究開発を支える体制強化として、各部門の戦略的かつ自律的な事業運営を促進するため、研究テーマの設定や達成目標、運営方法などの方針決定にかかる権限を理事長から各部長に委譲した。加えて、都産技研の総合力を発揮するために、組織の垣根を越えたチーム編成による「協創的研究開発」を実施しており高く評価できる。

技術支援については、技術相談をはじめ、依頼試験、機器利用サービス等を通じて、中小企業の新製品・新技術開発や新事業分野への展開を支える支援を行っている。また、支援体制の拡充を図るため、第三期中期目標期間中に「東京ロボット産業支援プラザ」の開設に加え、高付加価値製品の開発支援を目的として、「3Dものづくりセクター」、「先端材料開発セクター」、「複合素材開発セクター」を開設した。また、3年目となる平成30年度には中小企業のデジタル対応力を強化するため、新たに「IoT支援サイト」を開設した。各施設において、中小企業との共同研究による製品化事例や特許の出願件数の増加など、支援の成果が形として表れており評価できる。

業務運営については、法人の業務等に係る監査において、主に物品管理について指摘・意見を受けている。利用者及び職員の安心・安全の確保やコンプライアンスの推進のために、必要な規程やルールの整備などを早急に進めていくことが望まれる。

7.4 施設整備

都内中小企業の技術の向上とその成果の普及を図る上で、事業実施のために必要となる施設の整備を行った。本部においては、2016年4月から5ヶ年の第三期中期計画の実施にあたり各種施設整備を実施した。

7.4.1 本部

施設整備・修繕工事 合計 39件 ※1はプロジェクト企画室起工分

1	DX推進センター・ローカル5G環境整備工事	21	非常用発電機塩害フィルター交換
2	(仮称)ローカル5Gラボ環境構築電気設備工事	22	東京2020大会PRシート貼付
3	DX推進センターLAN・コンセント増設工事	23	製品開発支援ラボ311感知器増設工事
4	防火シャッターほか修繕	24	1C04室ほか特殊ガス減圧供給設備改修工事
5	4S05室ドラフトチャンバー修繕	25	蓄電池設備ほか交換工事
6	AC2-2温水用電動二方弁交換修繕	26	1E03室特殊ガス配管改修工事
7	空冷式チラーR-3(2)部品交換修繕	27	緊急地震速報システム更新
8	積算電力量計更新工事	28	特殊ガス減圧供給設備保守点検
9	3階FCU用電動弁交換修繕	29	秋葉原庁舎ほか電話設備接続工事
10	実験排水アルカリタンク交換修繕	30	DX推進センター電力量計更新工事
11	音響関連室内自動搬送装置ほか機器保守点検	31	5E08室コンセントほか電気設備修繕
12	車路管制設備修繕	32	5階5N06室CAV-4風速センサほか空調設備修繕
13	1S03室管理シャッター修繕	33	上水用定水位弁更新ほか衛生設備修繕
14	3N07室ほかガスメーター更新工事	34	本部2N05室大型CT撤去作業
15	防火シャッター危害防止装置修繕	35	531音響設備部品交換
16	チラー修繕	36	1E04室ほか水栓改修工事
17	液体窒素製造室02センター交換	37	テレコム東棟15階電源改修工事
18	1E01室特殊ガス減圧供給設備改修工事	38	2E07室ほか電気設備改修工事
19	4N04室ほか電気設備改修工事	39	電話設備増移設等作業
20	付属建屋廃棄物置場管理シャッター修繕		

7.4.2 城東支所

施設整備・修繕工事 合計 14件

1	冷却水ポンプ分解整備	8	排水処理活性化吸着塔ろ材交換
2	ガス焚冷温水発生器真空系劣化部品交換	9	情報ラック専用コンセント工事
3	換気ファン交換工事	10	漏電ブレーカ交換(冷温水ポンプ用)
4	サクラ根上り対策工事	11	配管漏水部修繕
5	サクラ剪定及び根上り対策工事	12	男子トイレ修繕
6	遮熱フィルム貼付及びブラインド交換工事	13	女子トイレ修繕
7	ろ過タンク入替工事	14	給湯室電気給湯器修繕

7.4.3 墨田支所 生活技術開発セクター

施設整備・修繕工事 合計 4 件

1	空調機 AHU-12-2 差圧調節器交換	3	排ガス処理装置修繕
2	恒温恒湿室空調設備改修工事	4	貯湯槽蒸気配管交換工事

7.4.4 城南支所

施設整備・修繕工事 合計 3 件

1	排水処理設備修繕	3	加湿器修理
2	空調機高圧洗浄		

7.4.5 多摩テクノプラザ

施設整備・修繕工事 合計 32 件

1	A 棟環境試験室冷却塔部品交換	21	自動ドア開閉装置部品交換
2	A 棟繊維物性試験室空調制御部品交換	22	空調機 GAHU-1-D 外 3 機付属加湿シリンダー交換
3	A 棟恒温恒湿室系冷水 2 次ポンプ PC-2-1 修繕	23	A 棟 2 階環境試験装置酸素濃度計修繕
4	A 棟塩水噴霧試験室防煙防火ダンパー駆動装置交換	24	雨水ろ過装置葉液注入配管交換
5	防煙防火シャッター危害防止装置用バッテリー交換	25	フェンス修繕及び A 棟屋上防音パネル用鉄骨柱ベース補修作業
6	蒸気ボイラー部品交換	26	B 棟雑用水・雨水配管等修繕
7	C, D 棟非常用照明バッテリー交換	27	A 棟恒温恒湿室系チラーユニット冷却ファン等交換
8	B 棟コンデンサトリップ装置更新	28	駐車場境界石積ブロック修繕
9	変圧器油補給作業	29	A 棟塩水噴霧試験室空調機修繕
10	A 棟ラボ交流サロン電話機プログラム設定変更	30	A 棟電子顕微鏡室空調自動制御機器修繕
11	D 棟電話交換機修繕	31	A 棟 2 階繊維物性試験室空調加湿器修繕
12	D 棟電話交換機蓄電池取替	32	敷地南西側高木剪定作業
13	A 棟雑用水槽液面制御装置修繕		
14	D 棟 3 階共用会議室雨漏り修繕		
15	A 棟屋上自家発電機始動用蓄電池交換		
16	敷地北側高木剪定等作業		
17	A 棟 2 階屋上南面外壁ひび割れ補修工事		
18	D 棟 3 階インキュベーション 303 号室天井シミ等修繕		
19	A 棟 3 階電気湯沸器修繕		
20	A 棟恒温恒湿室系冷水フロースイッチ交換		

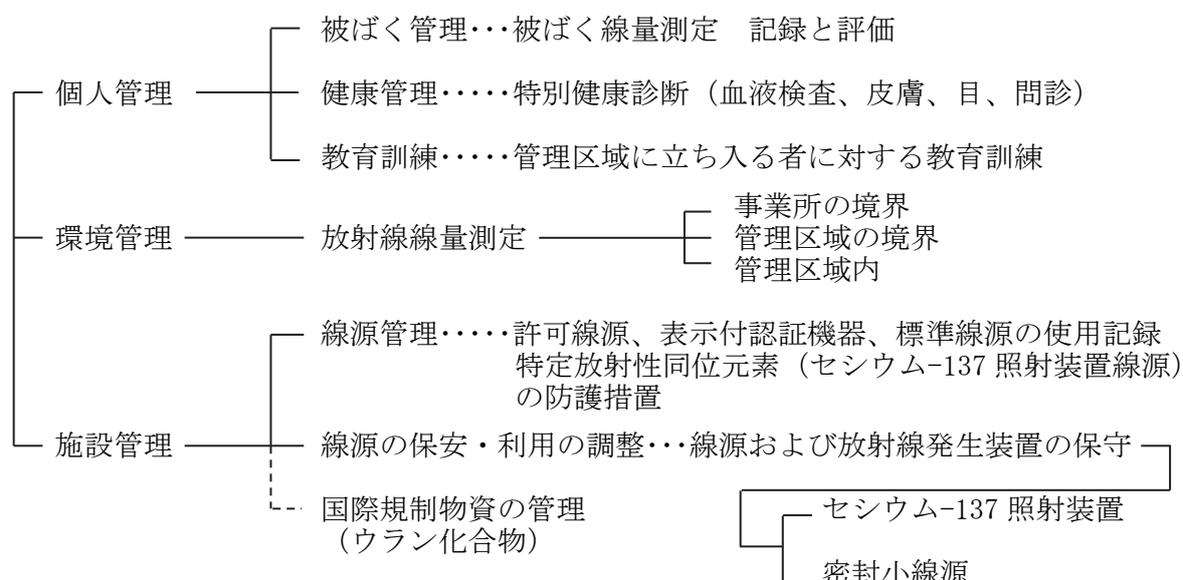
※城東支所、城南支所、多摩テクノプラザは、東京都から建物管理を受託しており、受託費により施設整備を行っている。

7.5 安全衛生管理

7.5.1 放射線安全管理

放射性同位元素・放射線を取り扱う公設事業所として、職員の安全確保と社会的責任を果たすため、放射線障害防止法関連法令の規定に基づく個人管理、施設・線源管理、環境測定などの放射線管理を実施した。

(1) 本部放射線施設における放射線管理の概要



(2) 本部における放射線施設の概要

1) 使用許可 2011年1月17日付許可済み（許可証番号 使第5725号）

許可内容

放射線管理区域：第一非破壊検査室、第二非破壊検査室

許可線源：4種（6個）

ガンマ線照射装置（Cs-137:81.4 TBq×3個）

（未保有）密封小線源（Co-60:370 MBq、Co-60:37 MBq、Cs-137:37 MBq）

※2021年3月現在

2) 表示付認証機器 2011年10月27日届出

ガンマ線標準照射線量線源 Co-60:10 MBq、Cs-137:10 MBq、Cf-252:3.7 MBq

ガスクロマトグラフ用線源 Ni-63:370 MBq

(3) 個人管理

1) 被ばく管理

① 放射線管理対象者

単位：人

	職員	外来者	合計
放射線業務従事者	17	0	17
一時立入者	14	352	366
合計	31	352	383

② 被ばく測定結果

全員 0.1 ミリシーベルト未満であった。

【参考】法定被ばく限度 放射線業務従事者： 50 ミリシーベルト/年
 100 ミリシーベルト/5年
 一時立入者： 1 ミリシーベルト/年

2) 放射線健康診断

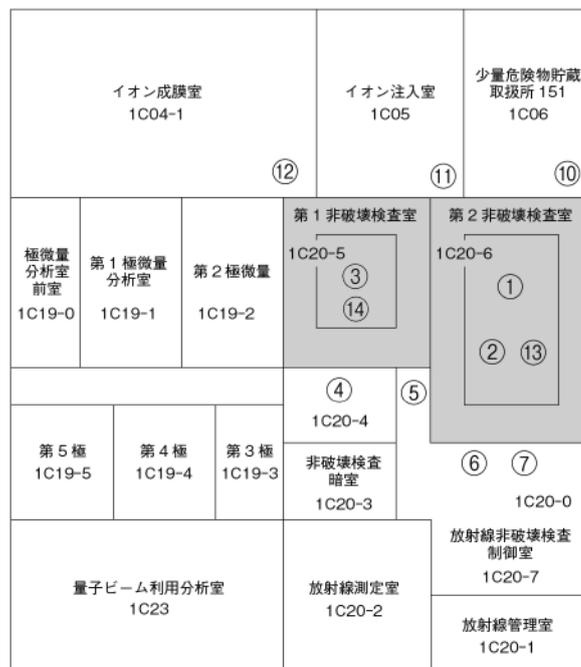
放射線業務従事者を対象に法定項目について実施したところ、全員異常は認められなかった。

3) 教育訓練

- ① 初めて管理区域に立ち入る前の教育訓練・・・2名
 - ② 管理区域に立ち入った後の教育訓練（再教育）・・・17名
- 訓練内容
- ・放射線の基礎
 - ・放射線安全取り扱いに関する法律
 - ・放射線の人体影響
 - ・放射線安全取り扱いの実際

(4) 環境測定

毎月 1 回、ガンマ線照射装置を稼働状態にして、管理区域内（下図①、②、③）、管理区域境界（④～⑭）、事業所境界（⑮）における 1 センチメートル線量当量率を測定した。測定結果はいずれの月も測定点①～⑭については 0.5 マイクロシーベルト/h 以下、⑮については 0.1 マイクロシーベルト/h 以下であった。



- ⑬ 上階（研修室 243）右
- ⑭ 上階（研修室 243）左
- ⑮ （正面玄関前境界）
- ⑯ BG（正面玄関前緑地内ヒバ）
- 放射線管理区域

【参考】

- (1) 人が常時立ち入る場所（管理区域内）における線量限度：
実効線量で1ミリシーベルト/週（40 h）＝25 マイクロシーベルト/h
- (2) 管理区域の境界における線量限度：
実効線量で1.3ミリシーベルト/3月（40 h×13週）＝2.5 マイクロシーベルト/h
- (3) 事業所の境界における線量限度：
実効線量で250 マイクロシーベルト/3月＝0.116 マイクロシーベルト/h
- (4) 線源などの使用管理
 - 1) 線源等の搬入および搬出： 搬入1件（Ge半導体検出器用校正線源の購入）
 - 2) 線源等使用状況

照射装置名	使用件数		
	研究等	依頼試験等	計
ガンマ線照射装置	19	57	76
表示付認証機器（ガンマ線源）	0	24	24
ガスクロマトグラフ用線源	0	0	0

- (5) 安全点検
管理区域について以下の安全点検を実施し、安全が確保されていることを確認した。
 - 1) 線源等使用者による始業・終業時における日常点検
 - 2) 線源の保管状況の点検
 - 3) 放射線取扱主任者および安全管理責任者による施設・設備、線源の管理状況、法定帳簿の記帳・保管など、放射線管理全般についての点検（6ヶ月ごと）
 - 4) 地震（震度5弱以上）直後の安全点検 ※2020年度は該当なし

7.5.2 安全衛生管理

(1) 安全衛生委員会

本部において、安全衛生に関する事項を調査審議するため、労働安全衛生関係法令に基づき、安全衛生委員会を開催した。

(2) 衛生委員会

多摩テクノプラザにおいて、衛生に関する事項を調査審議するため、労働安全衛生関係法令に基づき、衛生委員会を開催した。

(3) 安全衛生推進部会

安全衛生推進部会ごとに職場の状況に応じた自主的な安全衛生活動を実施した。

＜安全衛生推進部会＞

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 企画・総務部会 | ⑤ 城東部会 |
| ② 開発第一部・第二部会 | ⑥ 墨田部会 |
| ③ 開発第三部・技術開発支援部会 | ⑦ 城南部会 |
| ④ プロジェクト事業推進部会 | ⑧ 多摩テクノプラザ部会 |

【構成員】

・部会長

- | |
|-------------------------------|
| ①～④：各部の部長、室長、上席研究員、課長の中から1名選出 |
| ⑤～⑦：各支所長 |
| ⑧：多摩テクノプラザ 所長 |

・安全衛生推進員

- | |
|--|
| ①～④：各部内の室・グループ・セクター・課ごとに1名ずつ選出 |
| ⑤～⑦：各支所の管理係から1名、技術支援係から1～3名程度選出 |
| ⑧：総合支援課から1名、電子・機械グループ、複合素材開発セクターから1名ずつ選出 |

・その他部会長が指名した者

【活動内容】

- ・月1回以上、安全衛生推進部会を開催
- ・災害ポテンシャルの摘出と排除を実施
- ・安全衛生上の課題検討と排除を実施

(4) 安全衛生手帳

安全衛生手帳を活用して安全に関する基本的な知識を習得し、日常業務の安全化に努めた。

(5) 法令などに基づく活動

労働安全衛生関係法令に基づき、健康診断、ストレスチェック、健康相談、保護具の適正配布、作業主任者らの適正配置、作業環境測定、施設整備などを実施した。

(6) 健康づくり活動

職員の健康促進のため、健康習慣のきっかけづくりを支援する「健康づくり活動」を2回実施した(6月1日～30日、10月1日～31日)。2020年度は全職員対象に「階段などの積極的な利用」および「軽益な運動等の実施」を推奨し、職員の健康状態把握のきっかけづくりを支援した。

(7) メンタルヘルス

管理職向け職場の環境改善セミナーおよび全職員向けセルフケア研修(Eラーニング)を行った。

(8) 安全な作業に関する研修

新規採用者向けに、実験室などで安全に業務に取り組むための基本的な研修を実施した。また、安全衛生教育として有機溶剤取扱業務安全衛生教育を実施した。

7.5.3 化学物質等管理

(1) 化学物質などの管理

- 1) 2008年度より運用されている薬品管理支援システム（IASO）で管理している。
- 2) 化学物質などを取り扱うすべての部署に対し安全点検を行い、取り扱いおよび保管状況について確認した（9月2日～10月2日）。
- 3) 在庫管理のための薬品棚卸しを実施した（3月15～22日）。
- 4) 「化学物質等取扱要綱」及び「化学物質等廃棄物取扱の手引き（本部）」の改正を、7月と3月の計2回実施した。
 - 7月改正：毒物劇物の鍵の保管に係る改善に必要な規定を新設するため、同要綱を見直したもの。また、廃棄品の保管に係る改善を行うため、同手引きを見直したもの。
 - 3月改正：食品技術センターの統合等関係する組織改正及び同センター統合に伴う少量危険物取扱所の指定数量上限を追記するため、同要綱を見直したもの。また、使用見込みのない薬品等が不必要に保管され続けることなどがないよう、化学物質等の保管期限を5年とする項目を新設するため、同手引きを見直したもの。

(2) 化学物質などのリスクアセスメント

労働安全衛生法に基づき、リスクアセスメント対象物質（674物質）を取り扱う作業を行う際には、事前にリスクアセスメントを実施している（総数2,041件）。

2020年度は254件のリスクアセスメントを実施した。

(3) 取扱者向け研修

化学物質等取扱者研修「化学物質のリスクアセスメント及び薬品類の取扱方法」を実施した。（動画視聴形式）・・・受講者208名

7.6 社会的責任

7.6.1 リスクマネジメント

第三期中期計画（2016年度～2020年度）に基づき、リスクマネジメント活動を実施している。
2020年度は、2019年度に実施した業務フローのリスクの分析および評価に基づき、リスク対応計画を立案し、リスク対策の取り組みを開始した。

7.6.2 内部統制

(1) 内部統制等推進体制

2020年4月、理事長直轄の組織として、内部統制制度の企画・調整に関することなどを所掌する内部監査部を新たに設置した。また、「内部統制・コンプライアンス推進規程」を運用し、理事長を内部統制等最高責任者とする推進体制としている。

(2) コンプライアンス委員会の運営

内部統制等最高責任者である理事長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、所内における内部統制・コンプライアンスに関する取り組みを総括している。

委員会は、年度内に4回開催した。

7.6.3 情報開示

「東京都情報公開条例」（第二条）、「東京都個人情報の保護に関する条例」（第二条）に基づき、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターが行う情報公開事務に関する要綱」および「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱」等を制定・施行している。

2020年度は、情報公開請求0件、個人情報の開示請求0件であった。